

長井市

老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

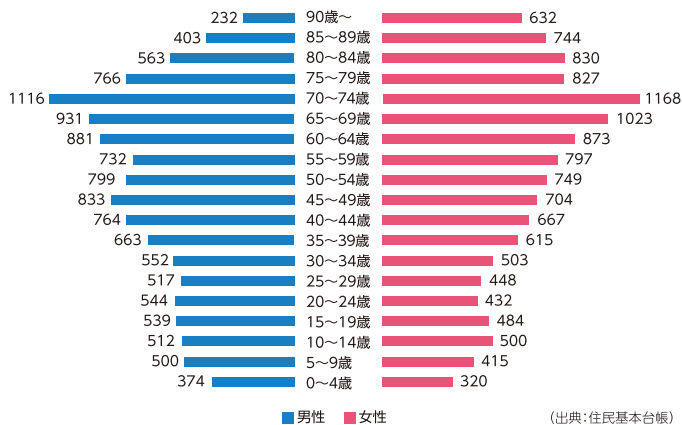
1 計画の背景と位置づけ

我が国において、高齢化は一層進展することが予想されます。令和7(2025)年には、人口構成上もっとも多い年齢層を占める、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となります。さらに、団塊の世代に次いで人口構成の多くを占める団塊ジュニア世代が、令和22(2040)年には65歳以上の高齢者になります。

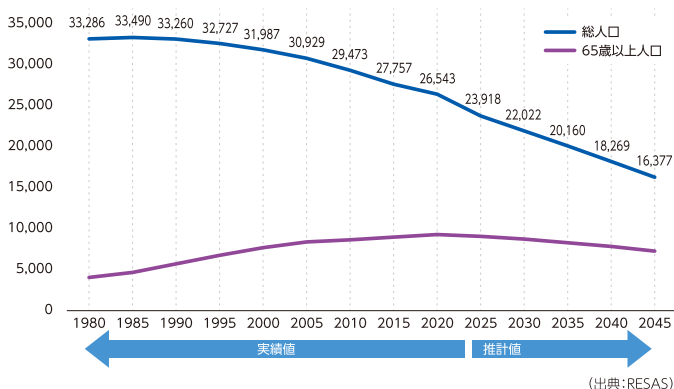
長井市の令和5(2023)年の人口を人口ピラミッドでみると、最も人数の多い年代は「70～74歳」で、次に「65～69歳」、「60～64歳」と続きます。全人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は約37%となっており、長井市民の約3人に1人が高齢者ということになります。また、総人口が減少する中で、65歳以上の人数は横ばい傾向となるため、人口減少と高齢化が、今後さらに進展することがうかがえます。

このような状況の中、本計画は高齢者全体の保健・医療・福祉の施策を総合的に展開していくため、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

長井市の人口ピラミッド(2023年9月末現在)



長井市の人口推移



2 計画の期間

本計画は、国の改定基本指針に沿って、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とし、高齢化社会の進展を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持することを目指して中長期的な視点で取り組みます。

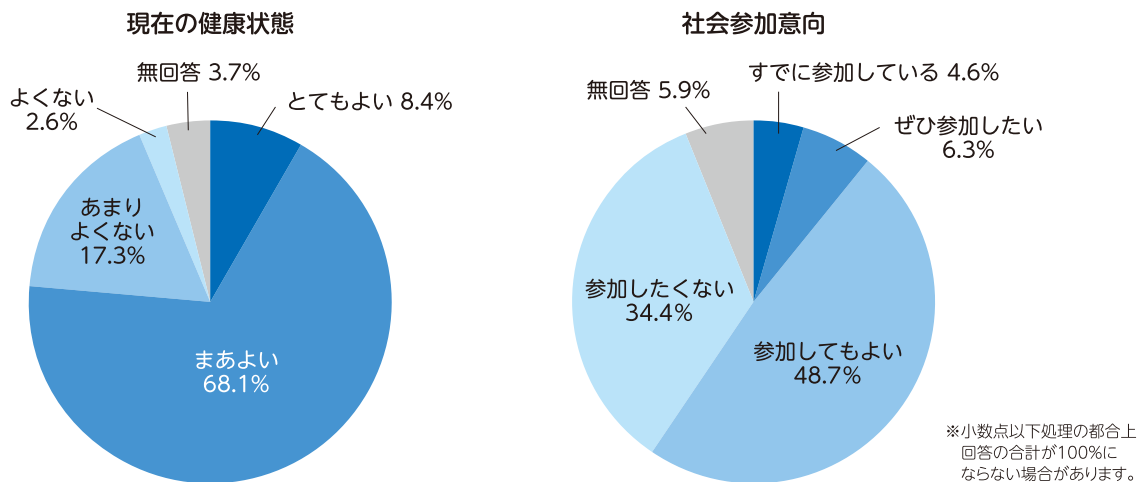
3

アンケート調査にみる高齢者の姿

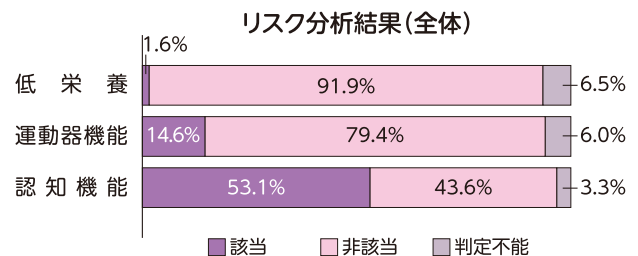
令和4年度に、市内在住で65歳以上の高齢者（介護認定者を除く）を対象に、アンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）を実施しました。

その結果をみると、現在の健康状態については、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『よい』が76.5%でした。

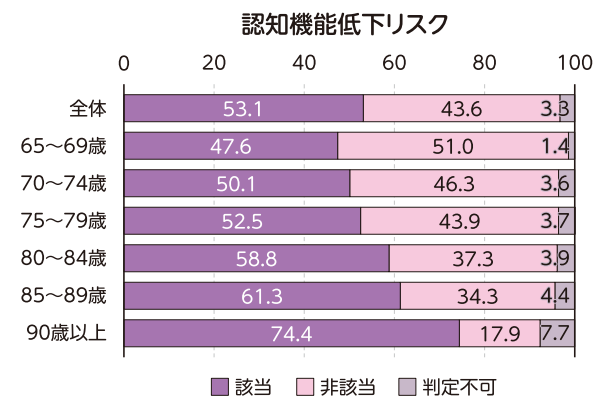
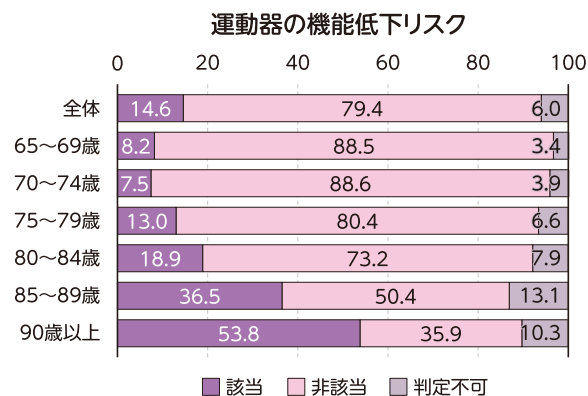
健康づくり活動や、趣味等のグループ活動への参加意向については、「すでに参加している」「ぜひ参加したい」「参加してもよい」といった肯定的な回答を合算すると59.6%となっており、「参加したくない」の34.4%を大きく上回っています。



また、今後のリスク分析をみると、低栄養リスクは全体で1.6%と少なく、栄養状況のリスクは低いといえます。一方、運動器機能低下リスクは14.6%、認知機能低下リスクは53.1%が該当しており、その詳細をみると、年齢が高くなるとリスクも高まる傾向が明らかになっています。



これらの結果を総括すると、健康状態や栄養状態は概ね良好であり、社会参加の意識を持つ人も少なくはないものの、運動器機能や認知機能低下には、今後注意が必要であるということがいえます。



(1) 計画の基本理念

長井市第6次総合計画の福祉分野における目指す姿と整合を図り、本計画の基本理念を「市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり」とします。

この基本理念は、高齢化の現状推計や医療・介護福祉サービスの提供体制、介護保険被保険者の給付状況などを、総合的に勘案して定めます。また、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、市民、事業者、関係団体等と連携・協働を図ります。医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

**市民一人ひとりが
安心して暮らせるまちづくり**

(2) 計画の基本目標

基本理念を実現するための基本目標として、第8期計画から引き続いて3つの基本目標を設定し、それぞれの目標に対して具体的な施策を推進していきます。

基本目標 1

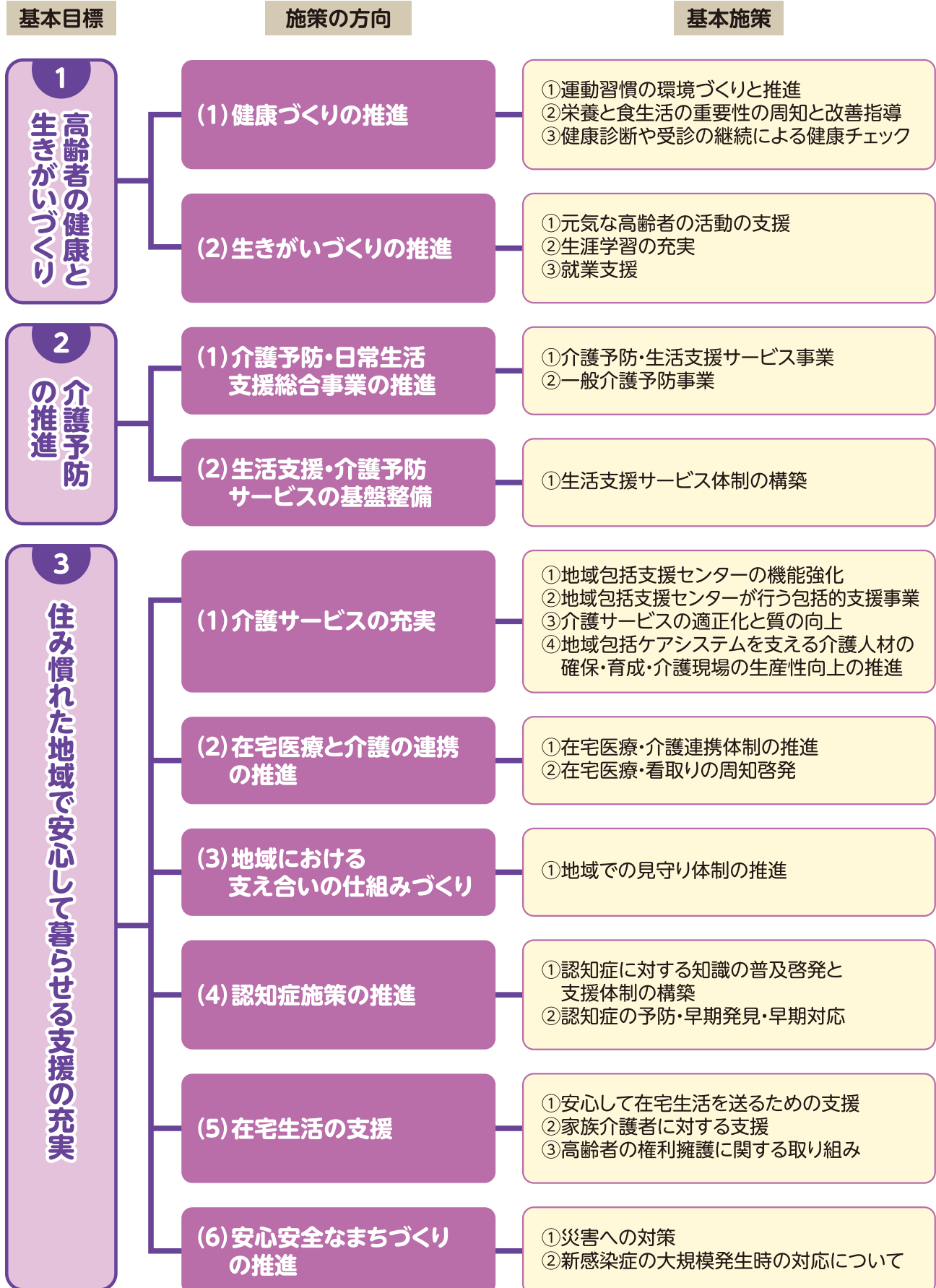
高齢者の健康と生きがいづくり

基本目標 2

介護予防の推進

基本目標 3

住み慣れた地域で安心して暮らせる支援の充実



基本目標 1 高齢者の健康と生きがいづくり**(1)健康づくりの推進**

「長井市健康増進計画(第3次)(健康日本21ながい(第3次))」に基づき、市民一人ひとりの健康づくり意識の高揚と、適切な生活習慣と生活環境で健康増進を図り、からだと心の健康づくりへの支援を引き続き進めます。

また、高齢者の生活習慣病対策・フレイル対策としての保健事業(医療保険)と、介護予防(介護保険)の一体的な実施に努めていきます。

(2)生きがいづくりの推進

最大の高齢者関係団体である老人クラブの活動に対する助成を行い、生きがいづくりと仲間づくりを通じた活発な地域活動の支援を行います。元気な高齢者に生活支援の支え手となってもらえる体制づくりを検討します。

各地区のコミュニティセンターで実施する講座を支援し、生涯学習や防災・交流・健康づくりなどの機能をもった総合的な地域づくりに取り組みます。

就業を通して生きがいを持ち充実した生活を過ごせる環境整備、ボランティアなどの支援の担い手育成を進めていきます。

基本目標 2 介護予防の推進**(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進**

要支援者、事業対象者を対象に、要介護状態になることを予防し、できるだけ「自立」した生活が送れるようにすることを目的に実施します。また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを進めていきます。

具体的には、通所型サービスC、高齢者配食サービス、介護予防普及啓発事業、サロン事業、ミニデイサービス事業などを展開します。

(2)生活支援・介護予防サービスの基盤整備

生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの創出を図ります。また、第2層生活支援コーディネーターの研修の機会を確保し、地域で活動するリーダーの育成を進めます。

第1層生活支援協議体を構成し、生活支援体制整備事業を推進し、さらに第2層、第3層の協議体の立ち上げを視野に入れて展開します。

基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らせる支援の充実

(1)介護サービスの充実

要介護状態となっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアを推進します。

具体的には、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、介護サービスの適正化と質の向上、介護事業所への介護サービス相談員派遣、地域ケア会議の開催、人材確保などに取り組みます。

(2)在宅医療と介護の連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、サービスを効果的に活用し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護サービスを一体的に提供するための連携体制を構築していきます。

具体的には、医療・介護連携拠点として、長井市西置賜郡医師会が公立置賜長井病院に設置した地域在宅医療連携推進室に専従のスタッフを配置して、医療機関間、多職種間、他相談機関との連携を図ります。

在宅医療・看取りの啓発、レスパイトケア(家族の休息)に取り組みます。

(3)地域における支え合いの仕組みづくり

地域において、住民主体の高齢者を見守り、支える体制づくりを推進していきます。

具体的には、見守りプレート設置店舗等の協力を得て、おでかけ見守りシールの周知やサポーター養成講座、高齢者見守りお伺いコール事業、配達等を行っている各種事業者との連携など、高齢者が安心して生活できるよう取り組みます。

(4) 認知症施策の推進

令和5年6月14日、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、認知症基本法)」が成立しました。認知症施策をより充実させるため、認知症の人や、家族の意見を踏まえた支援体制の整備を進めます。認知症になっても安心して暮らすことができるよう、早期発見・早期治療に結びつける体制づくりを、地域や医療機関等と連携しながら構築していきます。

また、認知症サポーターを中心とした、チームオレンジの育成を図ります。さらに、家族など認知症の方本人だけでなく、支える人に対しても、認知症サポーター養成や家族の会の開催などを通して支援します。

(5) 在宅生活の支援

高齢者世帯の在宅での生活を支援するため、除雪サービス、外出支援サービス、住宅改修支援、命のバトン事業などを行います。

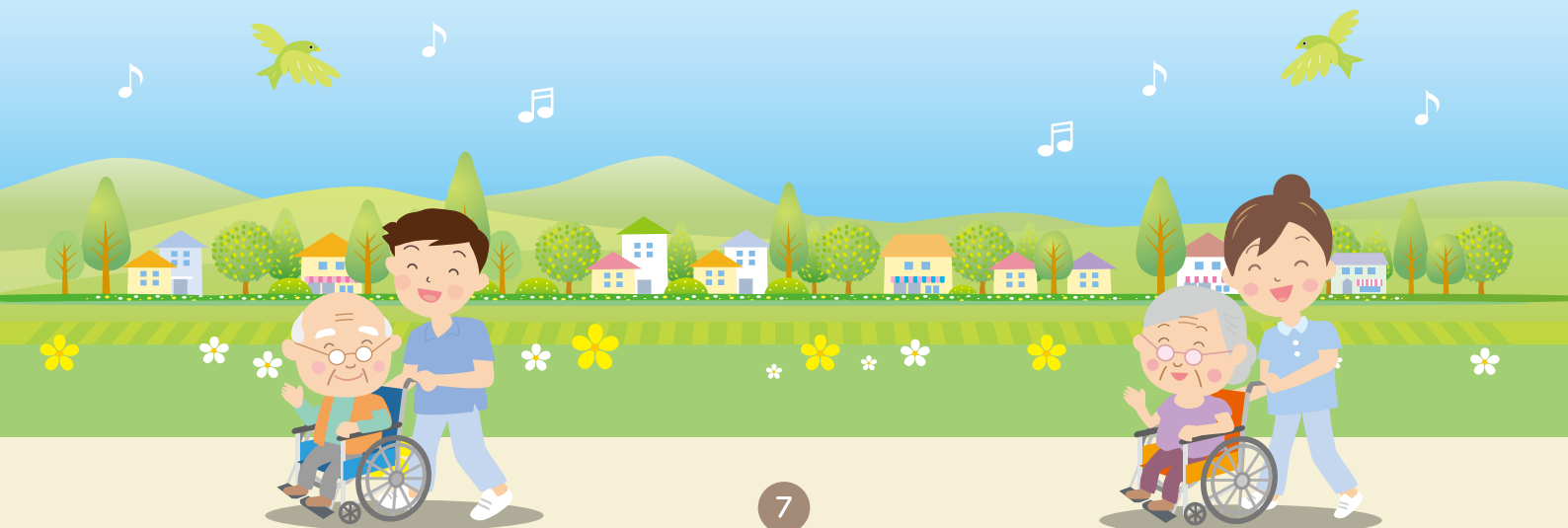
また、高齢者を介護している家族や援助者に対し、家族介護教室を開催して、心身の負担軽減を図ります。

さらに、虐待防止、成年後見制度の周知を通して、高齢者の権利擁護に取り組みます。

(6) 安心安全なまちづくりの推進

長井市地域防災計画に沿って、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、地震や水害等に対して、高齢者の生活を支える施策に取り組みます。

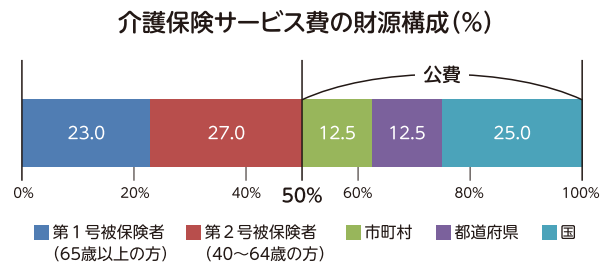
また、新感染症が発生した際には、長井市新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って、関係機関との連携・協力のもと、適切な対応によって、高齢者等へのまん延予防に努めます。



(1) 介護保険料の財源内訳

介護保険は、40歳以上のみなさんに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。

このうち、介護保険サービス費の財源は右のグラフのように構成されています。給付に係る費用の半分は被保険者が負担し、残りの半分は国、都道府県、市町村が負担します。



(2) 長井市の第1号被保険者が負担する介護保険料

介護保険料は、負担の公平化を図るため、市民税の課税の有無や所得金額に応じて負担いただく割合を変えます。第5段階の介護保険料が基準額となります。

段階区分	対象者	計算式	介護保険料 (年額)	介護保険料 (月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者 市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 	×.455 軽減後	32,700円	2,725円
		×.285	20,400円	1,700円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人 	×.685 軽減後	49,200円	4,100円
		×.485	34,800円	2,900円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人 	×0.69 軽減後	49,500円	4,125円
		×.685	49,200円	4,100円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税課税世帯に属する本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 	×0.83	59,700円	4,975円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税課税世帯に属する本人市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人 	基準額 ×1.00	71,900円	5,990円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人 	×1.20	86,300円	7,191円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上125万円未満の人 	×1.22	87,700円	7,308円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満の人 	×1.39	99,900円	8,325円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 	×1.65	118,600円	9,883円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人 	×1.68	120,800円	10,066円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上620万円未満の人 	×1.85	133,000円	11,083円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 	×1.87	134,400円	11,200円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人 	×1.90	136,600円	11,383円

お問い合わせ先

長井市福祉あんしん課

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 電話 0238-82-8011